

に反映をさせたいということで学校給食の供給の委員会をつくって、商工会、それから農協、そして地元の生産者と一体となって、いわゆるスローフード、地場産のものを使っての食育の一環としての食事指導を行っているということでもあります。

また、子供に限らずであります、町としても健康福祉部門において、いわゆる食生活の指導、食生活改善委員会等々の力をかりながら行っているというところがございます。

また、町内保育所、あるいはデイサービス、特別養護老人ホーム等々についても行っておりますが、18番議員は、子供たちの食育ということでもありますので、これは学校と、それから地域社会と、そして家庭が本気になって考えていかなければならないということでもありますので、これは町も頑張りますけれども、それぞれの立場で努力をし、計画をつくっていかなければならないのかなということでも今準備をしているところでもあります。

食育の日、あるいは食育推進月間などというものも、国民的運動として考えているようでもありますので、基本計画の内容を検討しながら、食育基本法というのができましたので、それに基づいて、町も連動して食の安全・安心を追求した食育推進を図ってまいりたいと考えております。以上であります。

議長（米澤秋男君） 教育長。

〔教育長 伊藤善一郎君 登壇〕

教育長（伊藤善一郎君） 星議員の食育についての質問にお答え申し上げます。

食育という言葉ですけれども、これは近ごろ出てきた話では決してございませんで、歴史的に言うとかかなり古い、日本では貝原益軒あたりから、あるいはその以前から言われている言葉です。それで、食べることは生きること、生きることは食べること、要するに生きることと食べることは同一に受け取られていたようでございますが、この中で、食べることによって育てるといふことなのか、あるいは食べるという考え方を育てることなのか、この観点があるかと思えます。この中で、私たちは特に、学校給食というのが戦後日本に入ってきてまして、要するに偏らない食事、あるいは地域においては食生活改善、これらがどんどんと入ってきました。

ところが一方、これに関連した産業がどんどんと発達してきてまして、あふれる食材、食料がどんどんと子供たちの目の前にもあらわれてきた、要するに子供たちの嗜好に合う食べ物がどんどんと入ってきていると。それが、いわゆる偏食をもたらし、運動不足、あるいは知的能力の低下、さまざまな現象を発生しているわけでございます。

学校自体としては、栄養士を抱えて学校給食としてやるわけですけれども、これは単に生徒が学校に出てきて5日間の給食だけでございます。食のほとんどは家庭、あるいは地域の中で行われているのが実態でございます。私たち、基本的に健康で楽しい生活を営むための食べ方というものはどうあればいいのかとい

うこと、これは全体として考えていかなければならないと思っております。その中で、学校としては、先ほど来、町長からの答弁もありましたが、要するに地域の産物を食すると。昔から言われているように40里以内の食べ物を食べなさいと。場合によっては、10里以内の食べ物をとれば決して病気にはなりませんよという言い伝えもあります。そういうふうな考え方から出てきているのが、地場産品の導入ということでございますけれども、まだ具体的に学校と生産者団体とのその調整が完全にとれているとは言えない状態にあります。やはり栄養士が考えて調理の案を出しますけれども、それに適した食材が適量にその地域から供給されるということは、非常に少ない現状でございます。いずれにしても、これは店から購入せざるを得ないということになりまして、地産地消の考え方の基本に反するところがどうしても出てしまうというのが現状でございます。

ただ、今後のあり方といたしましては、そういうふうな計画生産と計画的な消費、この辺のバランスをどのようにとっていくかということ、このことについて考えながら、学校給食のあり方について進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

議長（米澤秋男君） 18番。

18番（星 義之佑君） 答弁は大まかに理解するところはございます。

1問目につきましての、岡町通りの整備問題でございますけれども、早く言えば前倒し的な、そういう計画もあるんだというふうなことをお話を聞きました。

また、あとオーバーレイ、確かにオーバーレイというんですが、あのようになっているのは私も認めはいたしますが、じゃああのままでいいのかということ、そこが一つの大きな問題となってくるのであって、特に寒くなりまして雪が降ってくるようになりますと、どうしてもやはり滑ります。お年寄りの方だけではなく、子供でも私らでも、そういう雪の道を、斜めになっているところを歩くのは非常に困難でございます。この質問につきましては、実際に2回ほど転んだというお年寄りの方なんです、近所の方なんです。そして、その方がぜひ、私に対して、よく直してくださいというような切実な訴えがありまして、今回このような質問をさせていただいたわけでございます。

そういうところを踏まえますと、やはりいても立ってもいられない、そういう年寄りの方、どうしてもあの辺のおばあちゃん方というのか、地域の人たちですね、行ったり来たりするということは往々にしてあるわけです。そういう場合に、どうしてもやはり歩かざるを得ない道であるとなれば、車道に1回出たりなどして通行をしなくてはならないわけですね。そうすると今度は、車道に出れば車との接触とか、そういうこともなってくるのではないかなというふうに思いますので。

それからあと、地域で安全パトロールというのが行われましてからしばらくになりますけれども、私もその一員であります。それで、この場所も、当然町の方の要請の事項として、恐らく上がっているのではない

かなというふうに思いますので、ぜひ前向きに、申し上げれば一刻も早くというような感じでございます。先ほどお年寄りの方と言いましたけれども、このほかにも何人かが、実際表面には出ないけれども、やはり実在したということありますので、それを申し添えます。

それから、次に食育についてでございますけれども、これにつきましても、町の対応とかなんかいろいろお話を聞いて、理解はいたすのでございますけれども、どうしても今食品が非常に豊富になってきておりまして、どこでもお金さえ出せば自分の好きなものが手に入るという、そういう環境の中でございますので、こういう問題を検討するというのか、非常にある意味では難しいのかなというふうに思います。スローフード、それから地場産品、地産地消、そういった今、言葉も出ましたけれども、やはり食に対する関心というものが、最近では新聞めくっただけでも出る場合もございますし、それだけこれから将来を託す子供たちに、今のうちから、小さいときから、栄養というか、バランスのとれた食事のあり方というものについて、これは欠かさざるを得ないものではないかなと思います。

今、学校の教育重点事項としては、知育、徳育、体育というふうにあります。そこに食育というものが最近見直されるというか、ただいまの教育長のお話では、昔からあるんだよというようなことを聞きましたが、私それは初めての理解するわけでございますけれども、いずれにしても大変大切なことで、17番議員が学力向上の問題で質問なさいましたけれども、学力の向上にも非常に影響をもたらしてくるのではないかなというふうに考えます。そういったところ、もう一度、ひとつよろしくお願いします。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（星 明朗君） まず、岡町大通線についてであります。まさに18番議員の御意見のとおりでございます。なるべく早く根本的な解決策を目指していくと同時に、先ほど申し上げましたように、何らかの解決方法がないのかという思いでございます。仮に歩道を下げまして、車道と歩道の段差をつけた方がより安全なのかなというか、段差があっても、歩道がきちんと斜めでない方がより安全だということであれば、歩道のみをまず改善をします。あるいは、非常に危険なところについては、狭いところについては側溝ぶたをつけるというようなことも今後考えてまいりたいと思います。

食育については、御意見のとおりでございます。食が基本でありますし、そのことで歯の問題とか、あと知育の問題、当然出てまいりますので、これは全体的な問題として今後とらえてまいり、運動を展開してまいると。

それで、食育基本法に基づいて、推進会議が国で設けられているようでありますから、これは継続審議になりまして、ことしの6月10日に国会で成立をしたばかりなんです。ですから、その基本計画等々見ながら、町でもその具体策を今後考えていこうという段階でありますので、御理解をいただきたいと思います。

足りないところは、教育長から補足をいたします。

議長（米澤秋男君） 教育長。

教育長（伊藤善一郎君） 御指摘のとおり、朝飯を食べてこない子供たちが、学習に身が入らない、当然学力の向上にはつながらないというのが事実でございます。殊に御飯を食べることによって、朝飯、御飯にすることによって、これが知的能力が高まるという報告も聞いております。学校の中でいかにそのような食育を展開していくかということになりまして、食育基本法の成立を待つまでもなく、学校の中に栄養教諭という職で、今まで一般の教諭と養護教諭とありましたが、それに加えて栄養教諭を設定して授業をさせることができるというシステムができました。現在のところ、栄養教諭をとろうとする栄養士の方々が、この町の中に申し出はないようですけれども、いずれそういうふうな形で逐次栄養教諭を導入いたしまして、栄養関係の授業もさせ、子供たちにその関心の高まりをつけ、さらにそれが家庭内において、あるいはふだんの生活の中で、食そのものについての習慣のいいところを身につけさせてやりたいと、こういうふうに考えております。以上です。

議長（米澤秋男君） 18番。

18番（星 義之佑君） 1番の件につきましては、よろしく願いますというほかないと思うんですが、2番目の食育について、もう一つだけ質問させていただきます。

食育基本法ですか、これが出るというそういう中でいろいろ検討がなされているということのお話ですが、やはり学校の給食あるわけですけれども、子供たちにも料理の体験、そういったものを実際にやらせたいのかなというふうに思います。

今、子供たちが、私聞いたわけではないんですけども、いろいろ世間話もあるんでしょうけれども、米をとぐときに洗剤でとぐというような、そういう非常にばかげたこともあります。それだけ洗剤横行時代になってきておるわけですけれども、その辺からひとつ、大体食に対する知識というものが子供たちにはないわけです。そして、家庭でも、普通女の子がおれば母親に手助けをして、いろいろお母さんの下で、これを並べなさい、あしなさいとかということと言われるわけなんですけれども、そういう状況も今大分なくなってきております。

そこで、ここに、私の手元にあるんですが、この冊子をちょっと御紹介して質問を終わりたいと思います。

これは、香川県の国分寺中学校というところで1年に3回やっておるそうです。いわゆる「弁当の日」ということです。内容は、親の助けをかりずに生徒1人で買い出しから調理、盛り合わせのすべてを行った弁当を実施させる方法ということをやしまして、実際にその調理の方法、あるいはおかず、例えばキャベツ、名前とか、あるいは魚の名前というのは、今ほとんど知っていない子供が多いと思います。こういうことをさせただけでも、非常にいいのかなというふうに思います。

あと、校長先生のコメントですけれども、「生徒自身の暮らしにかかわることで、親への感謝の念が生まれ、親も子に教えるための料理のいいチャンスである」ということを言っておるようでございます。この件について教育長、ひとつ。

議長（米澤秋男君） 教育長。

教育長（伊藤善一郎君） 議員おっしゃるとおりだと思いますけれども、学校給食において子供たちに参加させて調理をさせると。これにつきましては、これは保健所の方で許していただけませんので、このことについては、やりたいんですけれども、なかなかそれは実施できないというところでございます。

それからあと、弁当の日ですか、これはまことに結構なことであって、常日ごろそうあってほしいなと思うんですけれども、昔我々も弁当を持って学校に行ったことがあります、梅干し一つの日の丸弁当、この記憶が生々しいわけでございますけれども、そのときも、玉子焼きやそのほかの食材を持ってきた友達もいました。うらやましい、そんな感じがいたしました。それで、この弁当を持参させるに当たっても、自分でやってということなんですけれども、果たしてそれだけの準備が子供たちの中にあるのか、常日ごろの家庭でのありようについて、むしろPTA活動等を通してその辺のところを手伝わせなさいと。今農家においても、それほど農作業を手伝うということもありません。少なくなりました。分野が非常に狭くなってきております。

そうした中で、家庭生活の中でできるのは、洗濯の手伝い、干し方、ほとんど洗濯機ですから、広げるとか、アイロンかけとか、あるいは食事の準備、配膳とか、そんな程度のことしかほとんど手にかけていないのが子供たちだろうと思います。それが実態だろうと思いますけれども、できるだけ子供たちに作業学習、家庭内であってほしいなと願っておりますので、PTA等の諸会合において、そういう考え方をぜひ普及して、実施してもらおうようお願いしていきたいと、こういうふうに考えております。

議長（米澤秋男君） 以上をもちまして、18番星 義之佑君の一般質問は終了いたしました。

昼食のため、13時まで休憩します。

午前11時45分 休憩

---

午後 1時00分 再開

議長（米澤秋男君） 休憩を閉じ、再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

通告5番、10番三浦英典君の一般質問を許可いたします。御登壇願います。

〔10番 三浦英典君 登壇〕

10番（三浦英典君） 初めに、私、今回初めて一般質問の席に立たせていただきますことを関係各位に感謝

を申し上げたいと思います。

私の質問は2点ございますが、まず1点目には、農業の担い手、後継者育成問題について何うわけでありませけれども、私も30年間現場で農業という職業をやってきましたけれども、ここ数年とみに若い者が現場から見えなくなったような気がいたします。

加美町では、新町建設計画の中に、県内類似町比較という項目の中に「広大な面積、豊かな森林、産業的には農業、林業に特色のある、今まで県内にはない町である」という表現をして定義づけされているような気がいたします。ではあります、なかなか現場に若者がいなくなって、将来行く行く、本当にこの5,868ヘクタールの耕地をだれが担うのかという問題について大変憂慮されるところであります。

町長にいたしましては、この間認定農業者連絡協議会の総会にもおいでいただきまして、御祝辞をいただいたわけですが、大変熱い思いを農業に対して持っておられると感じております。

今回は、その思いも含めて、後継者育成、担い手問題についてお伺いしたいと思っております。

2点については、生涯学習センター建設にかかわる問題ですが、これはかねてより、合併前の宮崎町時代からの懸案であったようでございまして、その後、建設審議委員会を設置し、何度か会議がなされたと聞いております。この施設については、老若男女、町民すべての方々がかかわるわけですが、これからの時代大変貴重な施設になるのではないかと感じております。これまで審議会設置までいろいろ携わった方々、あるいはまた宮崎地区の地元の方々に関心が高い問題でもありますが、これまでの経過も踏まえて、町長にこの問題についての考え方をお聞きしたいと思っております。

議長（米澤秋男君） 町長。

〔町長 星 明朗君 登壇〕

町長（星 明朗君） 10番三浦議員から二つの質問をいただきました。前段では、農業後継者問題についてあります。後段では、今、審議会で審議をいただいております宮崎地区の生涯学習センターについての2点でございます。後の2点目につきましては、私の答弁の補足といえますが、主体的には教育委員会が審議会を開いておりますので、教育委員会教育長からも答弁を申し上げますので、御了解いただきたいと思います。

まず初めに、農業の担い手、後継者問題ということですが、先日の認定農業者協議会の総会のお話も出ましたが、農業ビジョンにおいても、我が町は認定農業者を主体とした、いわゆる担い手育成を今大いに力を入れて図っているところですが、いかんせん、世界の人口は今大体60億人を超しているわけですが、この50年間でその50%、1.5倍、90億人を突破するというふうに言われております。人口爆発と言われているとおりであります、我が国は、ここ数年から人口減少に転じて、50年後には1億人を割ると言われております。地方に行けば行くほどその少子高齢化というのは顕著でございまして、御指摘

のとおり非常に地方の産業構造なり、あるいは高齢社会を維持すべく政策上の問題として、大きくクローズアップされているのが現実でございます。

現在、加美町の高齢化率は、もう30%になんなんといたしているわけでありまして、基幹的な農業従事者で65歳以上の方々が50%を超えているという、いわゆる従事者の高齢化を迎えているわけでありまして、10年後は、当然のことながら75歳以上になるということでありまして、この先一体どうなるのだろうかという思いでございます。

ましてや、20年、30年後には、中山間地域の水田、農地は、耕作放棄地がたくさん出てしまわざるを得ないような、いわゆる後継者不足、担い手不足というふうになってしまうのではないかとということで、私どもも危惧いたしているところであります。

国においては、本年の3月に食料・農業・農村基本計画が見直されまして、個別の認定農業者に加えて、法人化を目指す集落経営体に助成金を含む施策を集中して、地域農業の担い手を確保しようという方向が打ち出されております。これは、いわゆる人口減少なり、担い手不足に対応する国の施策と言ってもいいのではないかとこのように考えておりまして、これは18年度後半から、19年度から実施されるということでありまして、当然のことながら、それが特效薬と言えるまでにはなかなかないという思いでありますから、どうしたらいいのかということでありまして、具体的に申し上げますと、やはり構造改善を進めながら農地の集約、担い手に集約をしていきながら、集落農業に移行しながら大規模化を目指していくしかないのだろうというふうに思います。

しかしながら、今農村部は、後継者不足、そして結婚相手不足でございます。結婚しないことには、お子さんが生まれません。そうしますと、20年、30年には、ますますその状況が厳しくなっていくということありますから、加美町誕生以来、結婚対策室も設けながら、努力をいたしているわけでありまして、それもなかなか相手があることでありまして、そう顕著な効果が出ていないということでもあります。

昨年策定をいたしました水田農業ビジョンをもとに、やはり農業を担っている方々と相談をしながら、リーダーの育成講習会でありますとか、モデル地区の選定をしながら、何とか加美町の認定農業者をふやしてまいりたい、そういう考えしか今打つ手はないのだろうというふうに思います。

いずれにいたしましても、農協、それから地域の皆さん、そして行政が一体となって、とりあえず水田農業の確立を目指して努力をしていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、生涯学習センターであります。昨年の10月に加美町宮崎地区生涯学習センター建設審議会条例を制定し、10月に審議会を設置をいたしました。これまで4回の審議会を開催をしたようでありまして、建設に向けての御審議をいただいているところであります。メンバー等については、議員の代表、社会教育

委員、社会教育関係団体の職員、あるいは公共的団体の役員、職員等々で14名で構成をいたしてありまして、今盛んに審議をいただいているところでございます。今後、早い機会に審議会の答申が出てくるものと思います。それを受けまして、今年度中に実施計画を策定をいたしたいと思っています。

生涯学習センターであります。御案内のとおり内容的には公民館的な要素を備えたものでありますし、また非常に地域からの御要望が強い児童館、放課後学級のな子育て支援の一環としての機能も備えた施設の方角に審議会が行っているようでありまして、私どもの考えもそのような考えでございます。一部には、旧宮崎町の役場の施設を利用してはどうかというお話も非公式にはあるようでありまして、いずれにいたしましても、審議会の議論の結果、答申の内容を踏まえて、建設に向けて進んでまいりたいと思いますので、あともう少しの期間だと思います。

不足なところは教育長から答弁をいただきたいと思っております。以上であります。

議長（米澤秋男君） 教育長。

〔教育長 伊藤善一郎君 登壇〕

教育長（伊藤善一郎君） 生涯学習センターにつきましては、ただいま町長が答えたとおりでございますけれども、現時点で生涯学習センター建設審議会、本年度分の動きは、まだやっております。といいますのは、議会議員の選挙がございまして、なおかつ社会教育委員も2年の任期を終えて人選中でございまして、それらの人々から委員を挙げていただきまして、今後審議会を構成したいと。できるだけ早くということで、6月いっぱいまでには審議会の委員の構成を決めていきたいと思っております。

進め方にいたしましては、これは町長が話したとおりでございまして、この中で、私の考え方を申し上げますと、要するに公民館を建て直すんだという基本的な考え方が昔からあったわけです。この問題が発足したときからあったわけです。それに、先ほど町長の話の中にありました子育てセンター、あるいは児童館的なものを取り入れる、あるいは音楽、殊に太鼓などをたたく部屋も欲しいんだという要望がどんどん出てきておりまして、膨らんでおります。

と同時に、考えなければいけないのは何かといいますと、新しい年度の予算の中で新庁舎建設の検討委員会の予算がとられました。新庁舎の中に教育委員会も入れるのか、議会も包含するのか。そうすると、この後をどのように使うのかという課題が出てきます。現在でも、旧宮崎町の議会は、ほとんど議会堂は使用できない状態、というよりも使用してありません。そんな中で、あの施設をどう活用していくかというふうなこと、その辺の具体的な検討がなされないと動けない部門も出てくるなということで、たまたまおくれるから言うわけではございますけれども、建設審議会から出てきている子育てセンター、児童館の管轄は、主として保健福祉課の方で扱っております。その辺のところと、どう兼ね合いを持ちながら進めていくかということで、今後そちらの部局とも協議しながら、この審議会の中で検討を進めてまいりたいと、こういう

ふうに考えております。以上でございます。

議長（米澤秋男君） 10番。

10番（三浦英典君） ただいま、第1問目の担い手、後継者問題について御回答をいただきましたけれども、これまで実際は施設物だったり、あるいは実際の農機具というか、そういうハード面に対して、国の事業だったり県の事業を使っているいろいろなバックアップはされてきたことは確かにありまして、そういう恩恵も確かにあったと思います。

しかし、実際後継者が育つ、育たないという問題は、農業を職業としてこれからやっていこうという気持ちをまず起こしてもらふこと、そこが非常に大切なところだろうと思うんですけども、これからはそういうハード面ではなくて、やはり本当の内面的なものも掘り起こすようなソフト事業というものにもっともっと力を入れていかないと、なかなか育っていかないのではないかと。そういう点では、これまで農協JAあたりが営農指導も含めてやってこられた部門ではあるかもしれませんが、今のJAにそういう部門の力、あるいは方策がなかなか見えてこないというところで、今後は何とか行政の方でそういう方向づけをきちんと持っていただいて、ぜひ具体策を持って講じていただきたいと思っておりますが、その辺、具体策、もう少しお持ちならばお話をいただきたいと思えます。

また、第2点については、ぜひ前向きに検討していただけるようお願いをして、この問題は終了としたと思います。お願いします。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（星 明朗君） 第1点の農業者、農業担い手、後継者の問題であります。まさしく10番議員御指摘のとおりであろうかと思えます。少しきつい言い方かもしれませんが、農業に従事されていらっしゃるほとんどの皆さんが、「もう農業はだめだ」というような感覚で子供たちなり家族でお話をしているのではないかと。

しかし、私は、そうではないと思えます。食料自給率が40%に満たない現在、そして、先ほど人口のお話を申し上げましたけれども、地球の至るところで砂漠化が進んでおります。そして、しかも90億人という人口、これから50年後になるというその人口を支えるだけの農地が、恐らくないだろうと言われているんです。ですから、勢いよその国からの輸入に頼っている我が国の農業は、恐らく食料危機に直面するだろうと言われています。具体的に言ったら、七味唐辛子まで輸入をしている状況でありますから、そうなったときに、今でも中国がどんどん経済発展を遂げて、輸出国から輸入国に転じている状況の中で、やはり農業というものの先行き、これは絶対必要で、もっと輝く価値のある農業であるということ、行政の私たちも農協も、そして農業者自身も認識をしなければならぬのではないかと、そういうソフト事業といいますが、そういうことを行政としてはやっていく必要があるだろうと、それは御指摘のとおりだと思えます。

冗談紛れに言うのでありますが、終戦当時、都会の人たちが米を売ってください、野菜を売ってください

という状況がしばらく続きました。そして、開田に次ぐ開田を進めて、現在のような、もちろん米の生産技術もどんどん普及をし、そしてピークに達して、今度は米の消費量がどんどん減退して現代のようになってしまったわけではありますが、しかし米を第一義にとらえながらも、そのほかの生産物、農産物を生産をして自給率を高めていくということにシフトをすれば、必ずや日本農業というものは、後々どんどん輝く業種になっていくだろうというふうに思います。

それで、我が町の誘致企業をごらんいただくとわかりますが、非常に厳しい中でも、食品製造業は非常に今好調であると言われていています。それは、食べるということの食生活、先ほど食育という話が出ましたけれども、一度ぜいたくをすると、言葉が適当でないかもしれませんが、なかなか食のレベルを下げることができません。しかも、回転が早いわけですね、食料というのは、そういうもの、食料生産というものは、金輪際なくなっていく産業だと思います。

しかし、この間申し上げたように、既にビルの中で野菜の生産の実験が行われているということですから、そういうものも頭に入れながら、しかし、さんさんと輝く太陽のもとで優良な農産物をつくると、あるいは農畜産物を生産するということは、ずっとずっと続いていくものでありますから、そういう位置づけ、意識づけを皆さんとともにやっていながら、農業後継者問題を解決に向けて努力をしたいと。

加美町の認定農業者の目標数は、今 241人のようではありますが、あと50%ふやして 360人にふやしていくという目標を設定をいたしておりますので、もっともっと若い方々の参加をいただきながら、やはり結婚していただいて後継者を育てていくということとあわせて、努力をしてまいりたいと思いますので、どうぞ御支援をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

議長（米澤秋男君） 以上をもちまして、10番三浦英典君の一般質問は終了いたしました。

通告6番、13番佐藤澄男君の一般質問を許可いたします。御登壇願います。

〔13番 佐藤澄男君 登壇〕

13番（佐藤澄男君） 一番最後の通告でございました。これまでの質問の項目と重なる部分も多少あるかどうかというふうに思いますけれども、これから、一つは教科書の改善についてということ、もう一つは、新庁舎建設についてということで通告をさせていただいているわけございまして、順を追って御質問をさせていただきます。

まず、教科書の改善についてでございますが、今非常にマスコミ等において、特に中国、韓国から歴史教科書を、日本の教科書がおかしいのではないかというようなことを言われておるわけでありまして、連日、きのうも小泉首相が韓国を訪れてノ・ムヒョン大統領との会見をしたわけでありまして、その際も、大半が歴史認識の問題にかかわる話し合いだったというふうに報じられておるわけでありまして、

しかし、これはよくよく考えてみますと、教科書の制度そのものが違うわけでありまして、物の見方、自

分の国から見た歴史、あるいはほかの国から見た我が国の歴史というのは、当然違うというのは自前のことでありまして、それからもう一つ、日本における教科書を選定する場合の事務上の問題、こういったものがあるわけでありまして、これは韓国あるいは中国のように特定の教科書を、これでやりなさいというもので指定して学校で教える、そういうシステム的な違いがあるということ。これは、日本では検定制度とっておるのでありますけれども、この検定にパスした教科書であれば、その地区ごとの採択をもって、どの教科書を選んで教えてもよろしいと、こういうことになっているわけですし、基本的にかみ合わないのは道理だろうというふうに認識をしておるわけでありまして。

その中で、結局、これは一つは国の大きな今政治問題化されておるわけでありまして、しかし考えてみますと、我々の町の小学校、中学校で使われている教科書も、これは一緒の話になるわけでありまして、実際問題、それでは我が町で使われている教科書はどのようになっているのかというような、そういう心配もあるわけでありまして、こういった観点から御質問させていただき、そういうことでございます。

とにかく、今、教育の荒廃、これは目に余るものだというふうに言われて久しい感じがするわけでありまして、子供たちの将来、あるいは地域社会の将来、そしてまた、このまま行ったら日本という国は本当に大丈夫なのかなという、そういう憂える声が増えつつあると感じております。

いろいろ要素、背景となるものがあるのだろうというふうに思うのでありますが、個性や人権というものを尊重する余りに、国や地域社会の基本である家庭あるいは家族、こういったものを軽視してきた結果、また歴史と伝統文化にはぐくまれた豊かな我々の地域文化、誇れる情操、道徳心、こういったものについてないがしろにしてきた。そしてまた、勉学を貫くことによって形成される向上心、人格形成、こういったものを安易に回避してきた。例えば中学校で徒競走をさせなくなった、一時期そういうこともあったようでありまして、そういったような問題、こういう背景があるのではなからうかというふうに考えてもおります。

幸せな家庭も豊かな郷土も、考えてみれば国家の安定と繁栄の中にこそそれがあるわけでありまして、こういったものをきちんと踏まえた上での取り組み、国の方向性ということもあるのでありまして、こういったものが欠如してきた、そういうものがあるのではなからうかというふうに考えておるところでございます。

言うまでもなく、子供は社会の宝、国の宝であります。今こそ真剣にこの教育改革に取り組まなければならないだろうというふうに思うわけでありまして、郷土を愛し、国を誇りに思う教育を実現させるためには、客観的かつ公正、適切な教育的配慮がなされた教科書の確保と、あわせて教師の意識改革が必要であるだろうというふうに考えておるところでございます。

後ほど具体的に示しますが、教科書というのは、学習指導要領というのを文部科学省で定めており

まして、それに沿った記述がなされている教科書が検定に合格をすると。歴史教科書の場合は、その中に我が国の歴史に対する愛情を深め、国民としての自覚を育てると、こういった明記された大前提のもとに教科書を選ぶ、そういう仕組みになっているわけでありませうけれども、いかんせん現実的には、これに準拠されないと思われる教科書が採択されていることもあるようでありませう。検定制度、あるいは採択の制度というものをもう一回見直すことも必要なのかなというふうにも考えるわけでありませうけれども、いずれにいたしましても、ことしはちょうど、4年に1回この検定制度があるわけでありませうけれども、平成18年度、来年度から使用される検定教科書の採択が審議されるという重要な年に当たっておられるわけでありまして、特に、先ほど申し上げました歴史及び公民の教科書、中学生の教科書でありませうけれども、4年前、平成13年当時を思い起こしても、とてもとても正常な状態では選べるような環境ではなかったなと今振り返っておられるわけでありませうけれども、ぜひ静ひつな環境といえますか、外圧や一部偏向勢力、そういう動きに左右された形での採択は避けなければならないだろうと、ぜひそういう視点で考えていかなければならないだろうというふうにご考えているところがございます。

そこで、具体的に、ここに四つほど通告をいたしておりました質問をいたします。

町の教育環境という観点から、私は何も教育環境というのは学校を新しく建てる、あるいは体育館、グラウンドを整備するだけではなくて、今申し上げたような教科書あるいはそういう優秀なと申しますか、実のある教育をされる教師の確保、こういったことも含むだろうというふうにご考えております。そういう観点から、現況の教科書採択という問題についてどのようにお感じになっているのか、最初にお尋ねをしておきたいというふうに思います。

次に、2番目として、教科書の採択の仕組みはどのようになっているのかということをお尋ねをいたしておきたいと思っております。大体の感覚はあるんでありますけれども、この中で地区採択というのがあるわけでありませうけれども、この中での選定委員の構成というものはどういうふうになっておられるのか。また、これまで言われてきたことでありませうけれども、採択に当たっての権限、これは私は教育委員にあるだろうと思っておりますけれども、この辺の、基本的にどのような教育委員の果たす役割というものがあるのか、お尋ねをしておきたいというふうに思います。

また、いろいろ指摘されている中で、学校票、要するに教科書を選ぶのは、とにかく学校の先生は専門ですから、それにお任せをしますから、投票によって決めてくださいというようなやり方、あるいは何点かの教科書を選んで、ここから絞り込んでくださいという、いわゆる絞り込み、こういったものは文部科学省でもいろいろな通達を出して、こういうことがあってはいけないんですと、教育委員の自覚を持って選んでくださいという通達がたびたび出されておられるようでありませうけれども、こういった実態はないのかどうかお尋ねをしておきたいと。

また、採択に当たりましての委員を保護者からも入れなさいというような文部科学省の通達もあるようでありまして、実際はどういうふうになっておられるのかお尋ねをしておきたい。

また、採択区、これは教育委員会管内で同じ教科書を使うというふうになっているようでありますけれども、これも、市町村の合併もあるからなんでしょうけれども、実際一番身近な教育委員会が、みずから採択をする、そういう手順、地方分権の一つの大事な要素だろうというふうに思うんですけれども、市町村の教育委員会に採択の権限、これを与えたいのではないだろうかというような声もございまして。これについて、そういう県教委あたりの指導、あるいは教育委員会としての考えがあるのかどうかお尋ねをしておきたいと思っております。

3番目は、前回の4年前の採択状況は、特に歴史、公民の教科書において特定の会社に偏ったのではないかと、そういう指摘もなされておりますけれども、実際この地域ではどのような状況であったのかお尋ねをしておきたいと思っております。

四つ目、これも数年前に仙台市内の中学校であった事実でありますけれども、教科書以外の副読本と呼ばれるものにおいて歴史教育を行ったということで、文部科学省から指導があったというような指摘がなされたことがあるんです。いわゆる教科書は別にして、自分の考え、あるいはそういうイデオロギー的なこと、こういったものを注入するというような、そういう現場の問題があったというふうに聞き及んだことがあるのでありますけれども、我が町においては、そういうことはないのかどうかお尋ねをしておきたいと。以上、具体的には、四つのことについてお尋ねをしておきたいと思っております。

次に、新庁舎の建設についてでございますが、これにつきましては、14番福島議員の方から先ほど質問がございましたので、重複を避けたいと思っておりますけれども、通告する場合に議案書がまだ届いておりませんものでしたから、検討委員会を設置するという、わからずじまい、その前に通告をさせていただきましたものですから、後ほど議案の中で深めていってもいいわけではありますが、いずれこの2年間というのは、非常にこの庁舎の問題を考えると、先ほど町長も答弁の中で触れておられましたけれども、早い方がいいんだろうという予算的な関係、あるいは合併が進む、そういった状況の中で、一つの東北第1号の合併をした我が町としての優位性を発揮する意味においても、もう少し早くこういう機関を立ち上げてやってもよかったのかなと私自身感じておるところでございます。

問題は、この委員会、どこまで踏み込んだ諮問をなされるのか、これによってその答えというもの、委員の方々の気持ちというものも違ってくるのではなからうかと、こんなふうに考えております。したがって、この項目におきましては、この委員会にどういう期待を持って進んでいかれるのか、この点についてのみ御質問をさせていただきたいと思っております。

以上、2カ件についての質問とさせていただきます。

議長（米澤秋男君） 町長。

〔町長 星 明朗君 登壇〕

町長（星 明朗君） 13番佐藤議員から二つの質問をちょうだいいたしました。

一つ目は、大変大きな問題でありまして、私と教育長に答弁をせよということではありますが、教科書採択については教育委員会が所管でございますので、主体的には教育長からお答えを申し上げる手はずになってございますが、いわゆる歴史認識、あるいは教科書問題という全般的なことについて考えを述べろという御質問もありましたので、その部分について私の考えを申し上げたいというふうに思います。

先般、13番議員も出席をされたようでありますが、ある政党の教科書問題のフォーラムがございまして、私も勉強させていただきました。戦後60年、少なくとも太平洋戦争が終わって、戦後60年になりました。いわゆる戦争を知らない世代が多くなってきたわけでありまして、それ以前の問題も多く含んでいるわけでありまして、あのフォーラムで考えさせられたことは、歴史認識を私たち自身も、間違いのない正しい理解をすべきであるということを感じをいたしました。当然のことといえば当然ではありますが、今マスコミ、あるいは小泉総理の靖国問題等々が浮上しておりまして、中国、韓国とのぎくしゃくした問題が生じているわけでありまして、それぞれの国のそれぞれの都合のいいところだけをとって、これは人間の道理なのかもしれませんが、おっしゃっているような気がしないでもないわけでありまして。戦争ということについては、お互いに責任があるだろうと、片一方にだけ責任があるのではないという、私は考えを持っています。そこに往々にして使われます侵略という言葉がありますが、侵略であったかどうかという正しい認識、ここから事は始まっているのだろうというふうに思います。

そして、その後においていろいろな事件が起きているわけでありまして、それがどのような状況でどう行われたのかということを感じを正しく認識し、子供たちに伝えていくということが非常に大事なわけでありまして。そういう意味では、やはり私たち大人が正しい歴史認識をもう一度勉強し直して、そして子供たちとディスカッションするといいますが、そういうことも必要なのではないかということを感じをいたしました。

踏み込んだ意見は、考え方は、往々にして間違いが生じるかも知りませんので、差し控えさせていただきますが、いろいろ資料をちょうだいしたものも拝見をしているのでありますが、靖国問題につきましても、ある部分では、戦争の犠牲になった方々を私たちが参拝をするということは、決して間違いではないのだろうと私は思います。私自身の母親も90歳になって、少し認知症になりかかっているんでありますが、「なぜ悪いんだ」と、しょっちゅうそのことに関しては言っています。そして、国を代表する人が、本当に今の平和があったのは、そういう戦争があって今があってということで、感謝の気持ちで、あるいは霊を慰める気持ちで参拝をするということは、間違いではないのだろうと。ただ、それが軍国主義につながっていく、あるいはそういうふうに傾斜をしていくというふうにとらえられることが、やはり大変残念なことであ

と思います。

戦争の責任がどこにあって、だれが負うのかということ、既に、いわゆる極東裁判というところで決定をして、それが正しかったかどうか私は存じ上げませんが、そういうことでけりがついて、一つの区切りがついて、それで後世、生活をしている私たちが、その戦没者の一人として、あるいは刑を受けた方々に対して礼を尽くすというのは、私は国民として当たり前のことではないかなと。

ただ、国際問題として発展していく場合には、何らかの感情的なおさまり方があるのではないかなというふうに考えます。

そのほかに、教科書の採択については、いろいろな仕組みがあって、市町村の教育委員会の意見を聞いて大崎地区の、古川地区の教科用図書採択協議会が決定をするというふうになっていますので、詳しくは教育長から答弁があるものと思います。

また、2番目の御質問であります。庁舎建設については、先ほど14番議員にお答えしたとおりであります。早い方がいいと申し上げたのは、合併特例債なり国の助成なりが、今後少し不安になってくるので、やはり早く合併して、早くその恩恵を受けた方がよかったねという意味合いで申し上げました。そういう意味もあって、やはり平成17年に結論を出して、建設是とすれば建設に向けていただきたいと。私個人としては、現在の状況を見ると必要であるということでお答えを申し上げたわけであります。

それで、諮問の仕方というお話がございました。諮問を私から申し上げるわけではありますが、まず建設することの是非についてお伺いをしなければならぬと思います。

そして、するとすればいつ、そして場所、どちらにすればいいかということ。

それから、規模等については、図らずも先ほど教育長が議会の事務所をどちらに置くか、あるいは教育委員会、農業委員会の事務局を本庁舎に併合するのかどうか、それによっても規模は当然違って来るわけでありまして、そのことも大きな問題であろうかと思えます。

今、小野田、宮崎地区で、役場の職員が大変少なくなって、活性化が少し損なわれているというお考えを持っていらっしゃる住民の方がおいでのようであります。ある意味で、当たっているかもしれません。しかし、合併したことによりまして、小野田地区、宮崎地区に旧中新田町の人たちも大勢交流しておりますし、いろいろな会食、宴会等についても、どちらかという小野田、宮崎で実施する方が多くなっていますので、そういう意味では、ある部分で活性化が図られているのかなというふうに思いますけれども、諮問の内容としては、規模も大変大事なことでありますから、総合的に是非かを判断をしていただきながら、建設時期とそして規模と一番大事な場所ということの建設場所、位置ということの諮問を行いたいというふうに思います。

結論を出していただくのは、先ほども申し上げましたが、今年度中、できれば10月か11月ぐらいまで出し

ていただければ、その後の基本構想なり基本設計なりが可能になるのかなという思いでございますので、諮問の内容としては、そのような方向で申し上げたいということでございます。私からは以上であります。

議長（米澤秋男君） 教育長。

〔教育長 伊藤善一郎君 登壇〕

教育長（伊藤善一郎君） 13番議員の質問にお答えを申し上げます。

町長がかなりの部分答弁してありますけれども、教科書問題につきまして、また教育の現状についてどう認識しているかということについて、お答えしておきたいと思います。

それで、おとといの河北新聞の3ページだったと思いますけれども、総合的な学習の時間について、学校の先生方は廃止してくれと5割、それを廃止しないで、これを効果があったと評価してくれた父兄が7割、全く逆の数字が出ているわけです。学校の先生方が、なぜ総合的な学習の時間というのを嫌っているかということですね。

総合的な学習の時間そのものについては、発想としてはこうだったわけです。高等学校を出ても、大学を出ても、自分が何をやらせたいかわからない、専門学校に行って技術を身につけて、そしてその後に就職をしているという現実が今もあります。

その現実の中で提言してきたことは何かというと、文部科学省の方に働きかけをいたしました。要するに、家庭の中で、地域の中で職業的な経験を得られない子供たちがたくさん出てきていると。都会では、最もそうなんですけれども、この地域でもそういうふうな実態があると。となれば、そういう職業的な体験をさせられるのは学校以外にはないと、学校のカリキュラムの中にそれをぶち込めということで提案してまいりました。

その後、文部科学省の方で、昔は文部省と言っていましたけれども、文部省の中で検討を進めまして、職業教育の活性化に関する会議と、これは前にもお話ししましたが、文部大臣をやりました有馬さんが座長になって進めた会議でございます。その結論として出してきたのが、「スペシャリストへの道」という答申でした。その中に、小学校から高等学校の全生徒に職業教育を課すると。要するに、職業的な経験を積ませるという項目があったわけでございます。これは、自分のことを言うのではないですけれども、私の意見が大分入っているなという感じがいたしまして、うれしかったわけですが、いずれにいたしましても、そういう働きかけの中で実現してきた総合的な学習、これを学校の先生方は嫌う。なぜかといいますと、自分たちはそういう体験をしてきていないと、経験をできていないという問題があります。その経験をできていない先生方に、全くいろいろな科目をごっちゃにしたような、あるいは社会との接触の中で、地域との接触の中で学習を展開していく、そういうふうなやり方になれていない、経験していない、そういう先生方が多くいるということですね。

そこで、第2弾として、私が今文部科学省の方に働きかけているのは何かというと、教員養成制度のあり方です。要するに、いろいろなことを体験させた上で、本当に職業的な教員としての資質を備えた教諭を育成させる、そういうふうな養成制度が欲しいと。現在どうなっているかといいますと、大学である程度の科目をとれば、教職課程としましてある程度の科目をとれば教員の免許状はもらえるということなんです。だから、教員として専門的な教育を受けた大学生も、これは大学の教育課程の中で受け取って、それを修了した者が教員資格をもらうという形になっているわけです。ですから、ほとんど職業的、あるいは社会体験的な経験を得ないままに学校現場に入ってしまうと、そういうことでございます。

きょうも中新田中学校におきまして、この古川管内の初任者研修の事務所研修というのをやってまいりました。そこであいさつして、同じような話をしてきたんですけども、先生方はできるだけいろいろなことを体験してくださいということで希望してきました。その経験のない方々が、総合的な学習の時間から逃げたい。例えば、この地域の問題を課題とした場合に、世の中の人たち、地域の人たちと交わらなければいけない、交わり方を知らないんですね、はっきり言いますと。まず、世間の人たちに頭の下げようがわからない、これは困る。その現実の中で、教育はやはり荒廃するのも仕方がないかなと。要するに地についていない、そういうふうな教員養成のあり方というものについて、私は直接文部省に2度ほど、これは提言をしております。教員養成のあり方について考えるということで話ししてあります。

それから、家族制度の話もありました。家族制度が、核家族の推進とともにどんどん崩れている現実でございます。この中で、昔の家族制度というのは、今、ある意味では対立している韓国、中国から流れてきた儒教と仏教の基本的な生活習慣というものが根底にあったわけでございます。これが、今はほとんど失われている。核家族、あるいは少人数家族というんですか、そういうふうな中で失われてきていると。どこでそれを復活するのかということについては、これはかなり全国的に、あるいは個人個人の心の問題として別に検討せざるを得ない内容ではないかというふうに考えております。教育全般につきましては、それで終わりたいと思います。

次に、教科書問題でございますけれども、教科書につきましては、基本的に言いますと、加美町で単独で教科書を選ぶこともできるんです。なぜ古川管内で採択協議会を設けてそれをやらなければいけないかという、単独でできない教育委員会があるということなんです。単独でできない教育委員会というのはどういうことかという、中学校が1校ぐらいしかないと、学校の先生方の言うなりになってしまうというようなことですね。学校の先生方が選んできた教科書を、そのまま選ばざるを得ないというふうなことになります。それでは教育委員会の存在意味はありません。そういうふうなことから、古川管内1本にしてくれというような要望のもとに、ここ何回か行われてきている採択協議会の組織でございまして、私たちは、ことしはかなり強行にこのあり方、あるいは進め方について事務局の方に申し入れをしてきました。というのは何

かという、採択協議会の中で専門委員会というのがあるわけですが、その専門委員会の役割というのは、教科書の調査、研究ということになっているはずなんですけれども、ところが、従来のあり方からすると、専門委員の言いなりに教科書を選んできたというところがあります。管内のそれぞれの教科科目の専門の先生方を集めて、それぞれに選ばせるわけですが、その1、2番というふうなことで来ていました。

ところが、その専門委員会の答申というのが、いつ出てきたかという、採択協議会最終日にそれが出てきたわけです。そんな役に立つものではないということで、事前に各地教委の方に、我々教育委員会の方にその内容について知らせるよにということで、やっとその形をとることになったのがこととしてございます。

それで、その前に、同じようなことで宮城県教育委員会から教科用図書採択参考資料というのが来ています。教科書のいろいろな内容、性格、(「教育長、簡潔をお願いします」の声あり)内容に関する事、組織と配列に関する事、学習と指導に関する事、表現と体裁等に関する事、こういうふうな内容で調査したものが届いております。これはこれといたしまし

て、それじゃあこの教育委員会の方ではどういうふうに進めていくかということですが、幸いうちの方は中学校は三つありますので、三つの中学校の先生方から教科の代表の先生方に来ていただきまして、この間説明いたしました。これも、加美町の教科書選定委員会の中の専門委員会ということで進めております。これも同じように、学校の先生方から、これこれの教科書についてはこうだというふうな意見を聞くシステムでございます。3校それぞれに出てきたものを、それを突き合わせてまた検討させます。それで、加美町の教科書選定委員会は、これは教育委員と学校の代表と、それから父兄の代表という形で構成いたしまして、選定委員会を開催して、最終的に加美町で使いたい教科書について、これを意見として述べます。そのまとまった意見を古川管内の地区の採択協議会の方に持ち込んで、1票という形になるわけですが、何しろ私たちの教育委員会だけでなく、現在のところ、まだ合併しておりませんで、遠田から玉造までの間のそれぞれの各教育委員会ありますから、それで教育委員会1票投じられるわけです。その集計して、一番多いところを地域の教科書として使うということになります。

それから、もう一つ話がありました。偏りの問題です。偏っていたのではないかということなんですけれども、教科書会社によっては、そんなに種類の多い教科書を出していない、取り扱っていない、そういう会社がございます、多くの種類の教科に関する教科書を出しているという会社と、そうでない会社がございます。要するに、個別な名前は出しませんが、2教科ぐらいしか出していない教科書会社があります。専門的に、例えば英語とか美術とか、それだけ、2教科に関した教科書だけしか発行していませんよと。あるいは、全教科にわたって発行しているところがございます。とかくすると、そういうふうな形で偏

る可能性は当然、この会社のものを買っているんだからというふうなことであったかもしれませんが。このことについては、恐らくそういうふうな意味合いで偏ったのではないかと思いますけれども、従来はそういうのないようにということなんですけれども、どうしてもそうなりがちだったということは否めないということだけはお答えしておきたいと思います。以上です。

議長（米澤秋男君） 13番。